

平成26年度第5回府中市障害者計画推進協議会

会議録

■ 日 時：平成26年9月12日（金） 午後2時～4時20分

■ 場 所：府中市役所北庁舎3階第3会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

高倉義憲、杉本豊和、下條輝雄、山本博美、野村忠良、鈴木卓郎、真鍋美一、石見龍也、古寺久仁子、山口真佐子、諸隈一成、桑田智、河井文、中山圭三

<事務局>

福祉保健部：川田部長、遠藤次長兼地域福祉推進課長

障害者福祉課：松下課長、相馬課長補佐兼生活係長、大島給付係長、
長岡精神保健担当主査、布目、阿部

地域福祉推進課：宮崎課長補佐兼福祉計画担当副主幹、飯泉

生活構造研究所：柏木

■ 傍聴者：0人

■ 議 事：1 前回会議録について

2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について

3 その他

■ 資 料：資料1 平成26年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市福祉計画 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）素案

資料3 計画素案に関するご意見と対応方法

資料4 府中市障害福祉計画（第4期）サービス見込量

開 会

■事務局

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今より、平成26年度第5回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

(※ 資料の確認)

続いて、本日の会議ご欠席の委員についてご連絡いたします。

本日は、播磨委員、鈴木政博委員、藤巻委員、荒畑委員からご欠席とのご連絡を受けております。また、中山委員から遅刻とのご連絡をいただいております。

本日の会議の進行につきましては、次第に記載のとおり、会議録のご承認と計画素案に関するご協議を主な議事としております。本日ご確認いただいた素案は、10月10日に開催される府中市福祉計画検討協議会での協議を経た後、パブリックコメントの実施に伴い公開される予定でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここから会長に進行をお願いいたします。

■会 長

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日も効率的に会議を進めさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

次第に沿って進めてまいります。その前に会議の公開ということで、傍聴希望者がいらしたら入室していただいておりますが、本日は希望者がいらっしゃらないということですので、早速議事に入って行きたいと思っております。

1 前回会議録について

■会 長

議事の1、前回会議録について、事務局から説明をお願いします。

■事務局

資料1、本協議会の平成26年度第4回会議の会議録案でございます。こちらの内容は記載のとおりでございますので、ご承認いただきましたら、所定の手続きの上、会議録の公開を予定しております。ご確認をよろしく願いいたします。

■会 長

事前に送付されたものですので、お目通しをいただいたかと思いますが、お気づきの点等はありませんでしょうか。

(※ 発言なし)

特に無いようですので、事務局は公開手続きをお願いします。

2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について

■会 長

議事の2、「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について」、事務局から説明をお願いします。まず、資料2の「第1編 府中市福祉計画」についての説明をお願いします。34ページまでです。

■事務局

(※ 資料2の1～34ページについて説明)

■会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、全体に関わる部分ですので、ご意見・ご質問は賜りますが、反映できない部分もございますことはご承知いただきたいと思います。

■委 員

変更は難しいかもしれないので感想です。26ページの「(3) 市民・関係機関・事業者との協働」で、行政とさまざまな機関が協働して構築していくということで図が書かれているのですが、言いたいことは大体分かりますが、あまりにも漠然としている感じがします。例えば、行政は福祉制度にのっとったサービスを実施するということであり、自治会やNPO等は制度にのっとらない部分、25ページの互助の部分を行うということだと思います。そのような説明が入ってもいいのではないかと思います。

■会 長

感想に対して何かありますか。

■事務局

概念図ということで、関係機関や関係者、市民の方との協働というところをイメージ図として表現したものです。この図で言わんとするところは、今お話しいただいたとおり、制度的なところを行政が下支えた上で、市民、NPO、その他関係機関の方にお互いに活動した中で支えあっていただくということを意図しているものです。確かに、それを読み取るのは図を見ただけではなかなか難しいというご指摘もありますので、補足をすることを検討させていただきます。

■委 員

2つあります。1つは、数字が合わないのではないかとこののと、もう1つは、誤字脱字です。数字の問題は12ページにございます。府中市の福祉に関する現状で、文には65歳以上の老年人口が17年から22年の5年間で6,777人の増加とありますが、グラフを見て計算すると、6,773人になります。

もう1つは、16ページです。16ページの「市民生活の現状」の「②ボランティア団体・NPO」で、上から3行目に「保健・医療・福祉（38団体）や子府中NPO…」とあるのですが、「や子」とはどういう意味でしょうか。また、その5行目ぐらい下で、「来館者数は、平成19年度のから…」について言い方がおかしいと思います。

■事務局

申し訳ありません。校正の甘い部分がございますので、ご指摘いただいた部分も含めまして、もう一度精査させていただきたいと思います。

■副会長

私も感想なのですが、30ページに「福祉エリア」が載っていて、文中と図に地域包括支援センターが特化して書かれています。次のページからは多くの地域資源が書いてある中で、なぜここだけ地域包括支援センターが載っているのでしょうか。

また、18、19ページの「さまざまな福祉課題の現状」では、「（2）支援が必要な人」では高齢者虐待と児童虐待が書いてありますが、障害者の虐待が載っていません。障害者虐待防止法が施行されている中では、実績がなければいけないのですが、障害者の部分も載っていたほうがいいのではないかと思います。

■事務局

1点目、福祉エリアの図について、他分野の計画、主に高齢者保健福祉計画の絡みになります。高齢者保健福祉計画でも6圏域の設定はしているのですが、住民のコミュニティ活動ですと地域活動をする上では広すぎるという意見がほかの審議会等に出ておりまして、特に高齢者分野につきましては、国の施策でも細かくしたかたちで地域活動を展開するように言われています。

それに併せまして、府中市では既存の地域包括支援センターの圏域を活用した上で、主に高齢者を中心とした活動を考えているところです。それもあり、今回、地域包括支援センターだけはつけさせていただいています。現在、原稿は校正途中で大変申し訳ないのですが、この図には地域包括支援センターの圏域等がプロットされる予定になっていますので、ご承知おきいただければと思います。

もう1点の障害者虐待の件ですが、平成24年度までの実績では、府中市の場合はゼロ件なので載せていなかったということもありますが、相談等はないわけではないので、その辺りも含めて追記させていただきたいと考えます。

■委員

2つあります。1つは、31ページからエリア別の地域資源が載っていますが、児童のところ

では、最近増えている放課後等デイサービスで載っていない施設があります。どの時点での情報なのかというのをに入れていただくか、載っていないところをカバーしていただくか、どちらかしていただければと思います。

もう1点が、5ページの「計画改定のポイント」のところで、地域包括ケアのことが出てきており、ここでは高齢者の分野のことで地域包括ケアを取り上げるというふうに読めるのですが、25ページになると、本来あらゆる人のためのものであると書いてあり、いい図が載っています。5ページと25ページの整合性が取れていないと思います。私の考えとしては、すべての人に対してこういう体制があるといいなと思うのですが、前後ちょっと読みづらいので合わせていただければいいと思います。

■事務局

31ページからの地域資源については、基本的には平成26年1月現在ということで記載しています。その後について変更があった場合は、またフォローさせていただきたいと考えています。

2番目の地域包括ケアの考え方について、25ページに載っているものは国の考え方を取り入れているものです。国の研究会では、地域包括ケアは本来高齢だけではなくて障害、子どもを含めて、地域で支える仕組みということで出ています。

しかし、現時点では、地域で爆発的に増えている高齢者をいかに支えるかというところが国の喫緊の課題になっていますので、国の施策としては、具体的には高齢者施策を中心とした制度設計というか、介護保険の改正等を含めて、そういったものを中心としてやっているという状況です。府中市の計画の中では、障害、子どもを含めていろいろな方を視野に入れた上で、国の動きもとらえながら進めていきたいということで、25ページの図にあるものを理念として取り上げているつもりです。5ページとの整合性については、整理させていただきたいと思います。

■会長

そのほか、いかがでしょうか。小さいことでも結構ですので、ご意見いただければと思います。

(※ 発言なし)

それでは、私が読ませていただいて少し気になったところがあります。「地域コミュニティ」という言葉が出てきますが、どういうイメージで使われているのかがよく分かりません。「コミュニティ」と統一するか、「コミュニティ」をブロックに分けたところを意味するのであれば、それが分かるような表現にさせていただいたほうがいいかなと思いました。全体計画のことでありますが、言葉の使い方についてご検討いただければということでよろしくお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

(※ 発言なし)

大体出つくしたようであれば、次のセクションに入っていきます。障害者計画について、分けて進めていきます。はじめに35ページから94ページまでです。事務局から説明をお願いします。

■事務局

(※ 資料2の35～94ページについて説明)

■会 長

事務局から説明がありましたが、前回議論になったところについては、ある程度反映されていると思います。更にご意見・ご要望がありましたら、賜りたいと思います。

■委 員

89ページの「災害時の支援体制の構築と避難所の検討」について、最近台風がありましたが、その時に行政は一般の人たちが何万人避難するということを使うのですが、障害者の人たちがどのように避難したのかということは徹底できていません。障害の人たちが一体どういう方法で避難するのかということをここに何か明記しておかないといけないと思います。今回の台風では一般の人でも見捨てられて雨の中を逃げているのに、障害者のことなんか一言も述べていませんでした。ですから、その結果がどうなったのかということを知りたいです。府中市としてもそういう立場になったらどうやられるのか書いていただければと思います。

■会 長

今のご質問は、障害者の避難状況について、府中市では過去のデータは恐らくないと思うのですが、避難所のような場所を多くするようなことを記載してほしいというご要望と理解してよろしいでしょうか。

■委 員

災害の時は、障害者というのは見捨てられることが多いです。何万人がどんどん避難しているのに、障害者についてはテレビでは一言も言っていません。誰がどこにいるのかも一言も言っていません。要するに、災害の時は障害のある人は見捨てられているということです。ですので、障害者を見捨てないでほしいという文面を入れてほしいと思います。今回の災害では早めの避難で亡くなった方はいないようでしたが、とてもじゃないけど車いすで移動することは困難です。

■事務局

現在、防災課と高齢者、障害者の担当で、福祉避難所や災害時要援護者の関係について話し合いを始めたところです。その中で、障害に限らず避難行動要支援者について検討しています。地

域に誰か助けてくれる人がいればいいのですが、その方も高齢であるとか、いろいろなことが考えられます。そんな中で災害弱者に対して、市としてどういうふうやっていくかというのは、今後検討していかなければいけないところです。ここに載せるのは難しいと考えますが、委員のご意見は十分理解できますので、対策としてはまだまだ先になってしまうのかもしれないですが、対応していきたいと考えています。

■委員

地区だけじゃなくて、府中市全体で避難する時があります。市全体で避難する時には何万人になります。そういう時には、どういう方法で連絡をすればいいか、そういうことがあるといいと思います。前もって予定を立てることはできないので、そこが心配です。結局、見捨てられるようになってしまうので、府中市としてはっきりしていないと心配です。

■委員

最初の議論のところでは気になっていたのですが、今のご意見はとても大切なことで、障害者計画だけではなくて、全体に関わります。先ほどの説明にもありましたが、災害時の問題というのは、障害者だけではなくて、高齢者や子どもも要支援者になります。市全体が災害を受けた場合には、当然その支援をする人も災害を受けているし、行政も被害を受けているわけです。そういう中でどういうふうやっていくかというのと、地域での支え合いということが問題になってくると思います。その中で自治会が果たす役割というのはとても大きいと思います。府中市は、全市民が自治会に加入していない市であると思います。そういう中で、戻って申し訳ないのですが、全体の計画のところでは、今後災害が起こった時の対応について記述はあるのでしょうか。

■事務局

災害時の避難行動要支援者の方については、法律が変わっている関係で国では避難行動要支援者と名称を設定していますが、基本的には福祉計画全体での取り組みということで、28ページに概要は記載しています。

具体的な対応については、それぞれの計画の中に落とし込んで提示していくかたちになっています。例えば障害者福祉ですと、はじめに、誰が対象になるのか、避難に支援が必要なのかを把握することになり、これは従来から取り組んでいます。さらに、名簿を作成した上で、支援が必要な方と支援に対応していただける方について、1件1件その方の状況に合わせて、マッチングとか、マネジメントしていくということを自治会、民生委員の方を中心をお願いしているところです。これも従来から進めており、引き続き本計画の中でも取り組んでいくということで進めていきます。

さらに今回は、被災した場合の避難後の生活、例えば、特に障害の方や高齢の方は具体的なケアが必要になってきますので、そのことについて記載しています。実際には、素人ではできない部分もありますので、福祉サービス事業者にご協力をいただくというかたちになります。協力をいただく計画についてはBCPに書いていますが、事業を早く立て直し、支援対策をとっていただける等ということになります。

また、地域福祉計画では、福祉避難所の整備ということを書いています。これは、一般の方と一緒に避難生活が難しい方については、福祉施設の協力を得ながら福祉避難所を設置し、設備があるところを利用しながら避難生活を送っていただけるような体制づくりに取り組むことで、今回の計画で新たに盛り込んでいるところです。

市全体が被災してしまった場合の一般的な対応ということについては、地域防災計画があり、例えば東京都などと連携してボランティアの受け入れを行うとか、場合によっては亡くなられた方の遺体安置ですとか、そういったことを記載しています。そちらの計画で、市全体でどう動くかということを組み立てているところです。

計画はつくっていますが、こちらの避難行動の関係も含めて、また緒についたばかりだということもありますので、順次今後の計画も含めて市全体で取り組んでいくという状況です。

■委員

89ページの(6)の①にもそのようなことが書いてあり、内容の2つ目に地域での支援ネットワークを構築するということが書かれています。それはとても大切なことなのですが、書くのは簡単ですが実際につくっていくことはとても難しいことです。今はどうしても高齢化などで自治会の取り組みが非常に難しくなっているというのは、どこの地域でもあることですし、そういう中で府中市として地域の支援ネットワークをどう構築していくのが課題です。

例えば、立川市などでは様々な事件等があつて、市として全市民が自治会に加入するというかたちにしています。そこまでやるかどうかは別として、それを促進していくような取り組み、ここに言葉として書くだけではなくて、そういう自治会活動等を支援していくような取り組みというのをしていけないといけないと思います。

先ほど、実際に被災したあとの避難所の話がありましたが、避難所での障害への理解について、特に発達障害、コミュニケーション障害、精神障害の方への理解というところはとても大切なことです。そういうことは、災害が起こってからやっても難しいわけで、災害が起こる前からそういう方々に対する理解ということ、災害という視点からも災害前から行っておく必要があると思います。

■事務局

発災時、発災後に向けた普段からの取り組みを具体的にすることになるかと思いますが、その点については、本計画の策定後に具体的な事業ということで、例えば福祉に関する広報の充実、教育ということになりますが、そういった部分の中に織り込んでいくかたちになると考えています。

また、自治会等に対する地域の方の支援をいかに得るかというところですが、これは現在、市全体でも取り組んでいるところですが、福祉計画の中でも市民との協働や、市民との協力関係の構築というところであっていますので、災害避難支援ということを1つのテーマに設定した上で、その枠組みの中で充実させていければと考えています。

■会 長

「障害及び障害の理解」という部分が計画の中に出てくるのですが、この中に災害を念頭に置いた表現が織り込めるかどうか検討させていただいてよろしいでしょうか。

■委 員

そういう視点もあって、障害理解という取り組みを進めていけばいいかなと考えています。しかし、改めてそれを書いてしまうと、災害の時に必要だからやらなければいけないということになってしまうので、一般的に障害理解というのは市民の方にさせていただいて、それが進んでいけば当然災害時にも理解していただけるということだと思っているので、障害理解のところでは特に追記しないほうがいいと思います。

■会 長

事務局から何かありますか。

■事務局

発災時に、「隣のおじいちゃん大丈夫かな」、「お隣さんは障害があるけど大丈夫かな」と普通に思ってもらえるような環境でないと生活しやすい社会にはなっていないと思います。強いてここに書いてしまうとどうなのかというところもありますので、内部で検討して、今のご意見を取り入れながら対応していきたいと思います。

■会 長

よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

■委 員

79ページの障害のある人の社会参加の推進の中で、「②学校教育の充実」を挙げていただいています。その「特別支援教育の充実」の下に、「障害の理解」という事業があります。教育委

員会に関係するので申し上げにくいところもあるのですが、「特別支援学級の児童・生徒との交流やボランティア活動、社会体験活動などを通して、児童・生徒すべてが障害に対する理解を深めます」と書いてあるのですが、今後の計画としては、東京都は平成27年度から特別支援学校に学ぶすべての子どもたちに居住地の学校に副籍を置くと言っていて、完全実施します。この趣旨に沿うと、副籍制度というものが大きく意味をもってくると思いますので、「体験活動、副籍などを通して児童・生徒すべてが障害に対する理解を深めます」と書いていただければ、都全体の流れと非常に一致すると思います。

■事務局

別件で学務保健課に確認した時には、既に副籍されている方がいらっしゃるということでした。今後、義務になるということであれば、進んでいくことですので、「副籍制度」という文言を入れさせていただきたいと考えます。

■委員

ありがとうございます。

■委員

55ページの(1)の「①情報提供の充実、情報提供経路の検討」の最後の段落ですが、「障害者総合支援法では障害者に「難病等」の人が加わり」とありますが、最後の行には「難病の人」という表現になっています。それ以外のところは全部「難病のある人」という表現になっているので、「難病のある人」に統一したほうがいいと思います。総合支援法のところは、字句として「難病等が加わり」でもいいし、「難病等のある人が加わり」でもどちらでもいいかと思いますが、どちらかにしたほうがいいと思います。

また、「③虐待防止のための対策」の最後から2行目の終わりですが、「障害のある人に対する防止」となっているので、「障害のある人に対する虐待の防止」としたほうがいいと思います。

■会長

事務局でご検討をお願いしたいと思います。

私から1点なんですが、57ページの「③福祉・保健・医療の連携による一貫した支援体制の構築」の最後の3行では「特に精神疾患は、適切な医療の支援を行うことで回復が可能なものが多く…」とありますが、「回復が可能」と言いきっていいのか抵抗があります。「回復」という言葉ではなくて、「改善」という言葉に変えたほうが適切なのではないのかなと考えます。

そのあたり、いかがでしょうか。

■委員

今の考えは私も賛成です。

また、44ページの「(3) 居住系サービス」ですが、前のページも「(3)」になっているので「(4)」になるのではないのでしょうか。

■会 長

そうですね。居住系サービスのところは「(3)」じゃなくて「③」ですね。

ほかにもそういったことがあるかもしれませんので、もう一度、事務局には精査していただいて、番号の振り方等チェックをお願いしたいと思います。

■委 員

44ページの「相談支援サービスの利用状況」について、表では地域定着支援は平成24年度は「4(2)」となっていますが、文中では「地域定着支援が2人となっています」とあります。文は「4人」になるのではないのでしょうか。

また、45ページの表について、「(1) 相談支援事業」の中の①の「イ 地域自立支援協議会」が「0、1、1、有」となっていますが、「1」と「有」の違いは为什么呢。また、その下の「②市町村相談支援機能強化事業」では、「0、0、0、無」と書いてあります。「0」と「無」の違いは为什么呢。

また、68ページの「1 相談支援機能の充実」について、読んでいて分かりにくいのですが、感想として受け取っていただきたいと思います。「①相談支援に携わる人材の育成・確保」について、「障害のある人がサービスを選択・決定・利用するうえで、利用者の立場に立った適切な支援を行う」となっており、「相談支援専門員の育成・確保に努めます」とあります。相談支援専門員の育成ということは、前提として障害のある人がサービスを選択・決定・利用するうえで支援を行うということになります。ですので、例えば、悩みごと相談とか、身の上相談とか、人生問題の相談とか、そのような相談は、育成・確保される相談支援専門員には受けてもらえないのかなと思います。

では、悩みごとなどの極めて人間らしい漠然とした相談は一体どこで受けてもらえるんだろうと思ひまして、次のページの69ページの図を見ますと、相談支援事業所では「総合的な相談支援」と書いてあります。府中市役所には「総合相談」と書いてあります。これは一体どういう意味で、サービスの利用ということではない相談はどのように受けていただけるのかということ疑問に思っています。

また、97ページの障害者総合支援法の中にも相談支援が出てきます。図では「府中市」の中に「自立支援給付」がありその中に「相談支援」があります。しかし、その下の枠の中の「地域

生活支援事業」にも「相談支援」と出てきます。ですので、法律の中での相談の違いがどのようになっているのかということも分かりにくくなっています。

また、府中市でお考えになっている総合相談とはどのようなものでしょうか。総合相談は一般市民が対象でしょうから、障害のある方の相談というと少し内容が異なると思います。そういう相談を市役所の一般市民の相談で受けられるのかどうか、障害部門で受けるとしたら、どこで、誰が、どのように受けられるのが疑問です。そして、技能として精神障害の方は特に、安心をしていただくことが大変な問題であり、不安をもっていらしたり、恐怖心をもっていらしたり、精神状態が安定しないこともあります。どうやって安心をしていただくかが重要です。困りごとなんか起きた時に、ストレスにどうやってタフになっていただくか、人間として成長していただくにはどうしたらいいかということは相談員として非常に大きな技能を要する問題です。そういった技能をどこで、誰が、どのように研修や講習をなさるのか、そこで育った相談員はどのような仕事が期待されているのか、このようなことの全体の相談のあり方がこれを読んでもはつきりしないです。そのあたりについて、私が申し上げたことは感想ですが、今後どうお考えなのか伺いたいと思います。

■会 長

では、最初の質問について、「1」と「有」との違い、「0」と「無」との違いは、事務局から説明できますでしょうか。

■事務局

ご指摘いただきました「1」と「有」の違いについては、単純にその時の進行管理をそのまま引っ張ってきてしまっていて、言っていることとしては同じです。例えば、自立支援協議会の「1」は、複数あるわけではなく、設置をしているということです。次に「有」となって、また平成24年度は「1」となっているので、統一した表記にさせていただきます。また、その下の相談支援機能強化についても「無」と「0」の表現を統一させていただきます。

■会 長

相談支援については、副会長がいらっしゃいますので、地域生活支援センターの職員として、ご意見、ご要望、アイデア等をお話したいと思っています。

■副会長

私も同じような質問をしようと思っていたのですが、以前にもご指摘させていただいたと思うのですが、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、相談支援事業所の違いが分かりにくい、また、相談支援専門員、相談支援従事者が何か分からないという問題があります。

要するに、相談支援に係る文言がたくさん出てくる割には、それがどこの事業体を指していて、どういう仕事をするとところなのかというのが、読んでいくうちにわからなくなってしまっていた部分があります。69ページの図も、これだけ見ると委託相談支援事業所だけが相談を受けるみたいで、ただサービス等利用計画に関してだけいえば、指定特定相談支援事業所がつくることができるように見えます。府中市には一般相談だけをやっているところはないですが、法律上でいえば、指定を受ければ一般相談支援事業所もあります。

要するに、相談支援事業所にも種類があるということです。そのうち府中市から委託されているところもあれば、指定だけを取ってやっているところもあるということがあるので、そのように考えると、文中では冠をつけてあげたりする必要があります。「これは委託相談支援がやることです」、「これは指定特定相談支援がやることです」と明記をしてあげるとということです。69ページの図に関しては、相談支援事業所の種類がいくつかあるので、事業体ごとに何をしているかというのが明記されたほうがいいかと思います。

先ほどおっしゃっていた68ページの「①相談支援に携わる人材の育成・確保」については、整合性を考えれば、「また、…」と書いてある以降が本来は相談支援従事者、要するに相談、利用計画をつくる人ではなくて相談を受ける人という意味合いになるので、文章的には上に来たほうがいいと考えます。相談支援専門員がサービス等利用計画をつくる人、つくれる人なので、それはある意味、サービスを利用する人に特化した専門員になります。ですので、流れからすると、「普通に相談を受ける人も育成・確保します。さらに、サービス等利用計画というサービスを利用する人の計画をつくる人も育成・確保します。」という順番になったほうがわかりやすいだろうと思います。その辺の文言整理、書き方の整理は少し考えたほうがいいと思います。

■会 長

ありがとうございました。ご提案については、文章、言葉の使い方、69ページの図も含めて、会長、副会長、事務局で再度整理をして、もう少しわかりやすい文章に変えさせていただきたいと思います。それでよろしいですか。

■委 員

はい。障害のある方、もしくはその家族、関係者が相談にお伺いする場合に、どこの窓口に行ったら、どんな内容の相談を受けていただけるのかということがわかりやすいようにしておいていただけると、まごつかないのでよいと思います。サービスを利用したい人はそういう事業所に行く、あるいは、すごく心がつらくて、もう死にたくなっちゃったんだけど、どこへ行ったらいいだろうという時は、ここに行けばいいんだってということがわかるような、何か仕分けをしてい

ただけると、安心して行けると思います。

■会 長

ありがとうございました。では、そういうことにさせていただきたいと思います。

そのほか、ご意見ございましたら。

■委 員

先ほど会長がおっしゃった57ページの③の一番最後の3行、「特に精神疾患は、適切な医療の支援を行うことで回復が…」のところについてです。その前に「また、障害のある人、難病のある人の地域生活を支援するのは、福祉・保健・医療の連携が重要です」とありますが、これは特に精神疾患に限ったことではなく、どんな障害の人においても、その地域で生活するときには重要であり、例えば身体に関しても、適切な医療を受けることで二次障害を防ぐことができるのか、様々な波及効果もあるので、ここで「特に精神疾患は…」という文字を入れる必要はないかと思います。それを抜いて「適切な医療の支援を行うことで回復、改善が可能なこともある」とか、もう少し「すべての人にとって連携が重要です」という表現にしたほうがよいと思いました。

■会 長

そうすると「特に…」以下はいらないのではないかとということでしょうか。

ほかにアイデアは何かありますか。

■委 員

「早期に支援」ということは残してもいいのではないのでしょうか。

■会 長

これは追加した経過があったような記憶があるんですが、どうでしたでしょうか。

■委 員

ここは、恐らく私が言ったのだと思いますが、以前は医療の連携の文章が入っていなかったので入れてくださったんだと思います。その時に私が「難病や精神の方」と書いたと思うので、それで難病と精神と入ってしまったのではないかと思います。

■会 長

すべての障害のある人、難病のある人にとって、福祉・保健・医療の連携が必要だということで整理してよいでしょうか。

■委 員

精神障害の方も、最近は「回復」、「リカバリー」という言葉を使います。その意味は、病気が治るということではなくて、自分自身を回復する、生き方が人間として尊厳をもった生活に回

復できるという意味です。ですので、「特に精神疾患は、」を取ればいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

■委員

恐らく「回復」という言葉だけではないほうがいいと思います。重身の方だと必ず医療とのかかわりが一生涯を通じて必要になりますし、それは生活安定のための医療ということになると思うので、早期発見ももちろん必要だと思いますし、生活を維持するための長いお付き合いみたいな医療との連携というような意味合いを入れていただけると、広がって、すべての障害の人にかかわる話になると思います。

■会長

私も折衷的なアイデアを考えていたのですが、今すぐいい文章が出てきません。委員方のご意見も配慮しつつ、十分な検討をさせていただきます。

そのほか、いかがでしょうか。

■委員

この計画は、障害児が対象になっている時期と対象になっていない時期があるので、43ページからの「障害福祉サービスの実施状況」には障害児のサービスが入っていません。しかし、障害福祉計画（第4期）の文章の中には入ってくるというつくりなので、ご説明を入れていただくか、データだけを入れていただくようにするのか、その辺をご検討いただければと思います。

それから、87ページの児童発達支援には、医療型児童発達支援も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。このあとの111ページの見込量の中には、医療型児童発達支援という言葉が出てくるので、87ページにも何らかの言葉を入れておいていただいたほうが、後へのつながりがいいと思います。

■事務局

第3期の計画に携わった時は東京都から、障害児のサービスについて、障害者福祉部門、子育て部門どちらでもいいということを言われて、障害者福祉部門としては当時載せなかったという経緯があります。今回は、データを拾えるのであれば載せさせていただいたほうがよいと思います。ただし、但し書きで、「前回の計画にはこういった理由で載せていません」といったことを入れておくと良いと考えます。

■会長

注意書きをつけてデータは載せるということです。

それから、2つ目は87ページの児童発達支援のところだと思いますが、もう一度ご意見を述

べていただけますか。

■委員

多摩療育園は医療型児童発達支援です。児童発達支援という中に福祉型と医療型があり、児童発達支援という表現だけでいいと思うのですが、医療型も含んでいるという但し書きを入れていただければいいという程度です。

■会長

ここは何か検討できますか。

■事務局

児童発達支援の部分に医療型についても載せさせていただきます。

■会長

94ページまででご意見を賜っていますが、出尽くした感がありますので、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、95ページ以降の「障害者福祉計画（第4期）」について事務局から説明をお願いします。

■事務局

(※ 資料2の95～116ページについて説明)

■会長

それでは、95ページ以降の障害福祉計画について、ご質問等ありましたらお願いします。

■委員

確認です。100ページの成果目標の(1)の施設入所者について、これは先に目標値が決められているので、こういう数字になると思うのですが、新たな施設入所者が8人とあるのは、実際に、今、府中市で入所希望として登録されている人数なのか、目標達成から推計される数字なのかということを確認したいです。

■事務局

今、施設入所の待機をされている方の人数ではないです。あくまでも推計値です。

■委員

今、待機されている方の人数はわかりますか。

■事務局

平成25年度末の時点では26人です。過去23年度、24年度、25年度と大体そのぐらいの人数が変わらずというかたちです。

■委員

わかりました。では、実際に希望されている方は計画の数字以上にいらっしゃるということですか。

■事務局

はい。

■委員

確認できました。ありがとうございました。

次が、104ページの就労継続支援A型で、実績から計画値が大きく伸びているのは、何か新しい事業者が増える予定なのかどうかということを確認したいです。

また、その隣のページ、105ページの短期入所のところで、平成24年度から25年度に実利用者数が半減しています。計画もその半減した数字からの微増というか、少しずつ増えていく数字になっているのですが、平成24年度から25年度にかけて半減した理由がわかれば教えていただきたいということです。

また、112ページの児童発達支援で、サービス量が平成26年度の678人日から27年度は950人日に一気に増えていくところで、先ほどの計画の中で児童発達支援センターの新規設置ということがありました。が、「あゆの子」が正式に児童発達支援センターになるので、こういう数字になることを想定されているのかどうかということを知りたいです。

■事務局

はじめに就労継続支援A型について、498から610になっているのは、第3期の平均変化量の120を見込みで増やしているためです。

また、短期入所の減少については、理由がはっきりしてないのですが、何かが増えたとか、どこかが使えなかったというわけではないと思います。確認させていただきたいと思います。

また、児童発達支援については、「あゆの子」に児童発達支援センターになってほしいという気持ちがあるのと、新たに児童発達支援をやりたいという事業所が出てきています。実際に「ポップシップ」が4月から開所しています。また、それ以外の事業所でも、やりたいという話が来ています。そういったところを見込んで、増やしている状況です。

■会長

そのほかの委員の方いかがでしょうか。

■委員

1つ目は99ページのサービスの内容の説明の文言についてです。1番上の相談サービスのと

ころに「計画相談支援」という項目があり、その下の地域生活支援事業の中に「相談支援事業」という項目があるのですが、内容が重複しており、サービス利用計画のことが両方に含まれています。先ほどのご意見、相談の説明のところにもあるように、こういうことがあると非常に混乱を招きやすいのではないかと思います。「計画相談支援」の説明はいいと思うので、地域生活支援事業の中の「相談支援事業」の説明を少し修正したほうがよいと思います。委託相談支援事業も「計画相談支援」はやっているのですが、このように書いてしまうと本筋がどこにあるのかということが見えにくくなるのではないかと思います。

また、107ページの文には、計画相談支援は「平成25年度、26年度（見込み）は計画値を下回っています。」とありますが、実際に表を見ると、平成26年度は計画が110人で、実績が350人であり、計画比は318.2%となっています。

なお、そもそも第3期の計画の人数がおかしいと思います。これは、平成26年度までには全件やらなければいけないというのが国の方針でしたので、第3期の数字の時点でまずおかしいと思います。しかし、上の文章とこのままの数字だと整合性が合わないので、何かしら修正したほうがいいのではないかと思います。それと同時に、平成27年度以降の見込みが400、450、500とありますが、サービスを利用する方に平成27年度以降は全件立てるとというのが前提ですので、このぐらいの計画でいいのかどうかということを検討したほうがよいと思います。

■事務局

1点目の「相談支援事業」については、修正をさせていただきます。

次に、2点目の計画相談の数値ですが、第3期を立てる時には、平成27年度末までにやるという話はなかったと記憶しています。実際に、年度末までにつくるというような話が出た時に、府中市としては、当時は、無理だということが感覚としてあったので、弱気な計画になっていたということはありません。

今回の計画は、委員のおっしゃるようにサービスを受けている方すべてということで立てているのですが、全部というよりはその年その年に立てる計画のひと月当たりの数字としていますので、数字が適当なのかということは精査させていただきます。また、文言はご指摘のとおりですので修正させていただきます。

■会長

予定時間もだんだん迫ってきていますが、積極的なご意見をちょうだいしたいと思います。

■副会長

私も同じ意見で、計画相談支援の数値目標はどうなんだろうと思いました。しかし、仮に全員

分やろうという目標数値にしたところ、それに対してどうやったらできるのかということを考える必要があります。「見込量確保のための方策」に少し書いてありますが、要するに特定指定相談支援事業所が増えない限り無理があります。今の数値目標でもどうなのかというのはあります。

「見込量確保のための方策」に特定指定相談支援事業所の増加ということを書きこんでおかないと、目標数値だけあっても結果的にできないということになってしまいます。

また、103ページから日中活動系サービスのことが書かれており、平成27年度以降もどの通所サービスに関しても増加をしています。私が、相談支援事業所というか地域生活支援センターをやっている中で、日中活動、作業所等の施設に通いたいという相談はごまんと来ます。来年度以降も特別支援学校から卒業生が多く出てきます。数値目標は人の量、使える量を増やしていくということになるのですが、実際の通える場所の量が増えない限り難しいです。今ですらそのような相談があった時に、通所先を探すのも苦労している状況なので、この表に反映できるものではないのかもしれないですが、「見込量確保のための方策」に、場所が増えないと見込めないという状況になりつつあるので、そういったことを明記されていたほうが良いと考えます。

例えば、就労継続支援A型だったら、今実際に何か所あって、この増加傾向でいくといっぱいなので、これから何か所以上増やさなければいけないという状況になってくるはずですが、それは生活介護もそうです。ですので、そのあたりを計画なので、文言としてでもよいので入れていったほうが良いということです。

■事務局

通所先というお話でしたが、大きい建物を建てるにあたって、福祉保健部に都有地の借用について、福祉委員会からどうしますかというアンケートが来ましたので、各事業所に投げかけて、やれるところがあるかどうかという調査はしています。実際に増やせるかどうかは別なのですが、こういう情報 coming ということはお知らせさせていただいています

施設については、事業所からご相談を受けた折には、府中市で今不足しているところはこういうところなんですということで、なるべく民間の力で建てていただけるような、またはどこか借りて支援できるような場所を増やしていく方策は必要だと考えています。

■会長

そのほか、いかがでしょうか。

■委員

112ページの障害のある児童に向けたサービスについて、「障害児相談支援」の数が計画値では足りないと思います。月当たり11人というと年間130人ぐらいです。多摩療育園とあゆ

の子に通っている方だけでも年間50～60人はおり、小学生以上の放課後等デイサービスに通っている方を数えると80人ではとても足りないような数だと思います。障害児は1年に1回立て直すので、実数から考えると全然足りないのではないかと思うので、もう1回数を検討していただければと思います。

また、108ページの「基幹相談支援センター等機能強化事業」が「無」になっていますが、府中市は基幹相談支援センターがどちらなのかというところをお聞きしたいです。

■事務局

「障害児相談支援」は、今実際にできるところが少ないので、実績から推計した数字になります。そうはいってももっと増やしていくほうが良いというご意見だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

また、基幹相談支援センターは、今、府中市にはありません。一応、市役所が該当するところなのですが、計画的なものではないという状況です。

■会 長

基幹相談支援センターはどこか法人に委託しても構わないと思いましたが、その後の計画もないますか。

■事務局

市から法人にお話したことはないかと思います。今後検討していかなければいけないと考えていますが、現状として話はしていません。

■会 長

そのほか、いかがでしょうか。

■委 員

副会長や委員も言っていますが、見込量で書かれているという話があり、当然グループホーム等ももっと必要としている人はたくさんいると思います。その中で、先ほどの府中市の答えでも、要は増やしてはいるけど、やる事業所がないからそのままの数にしているということ自体がよくわかりません。

近年ずっと感じているのですが、障害者を支援する事業等に関しては公的なものが本来なのではないかと思っていますが、そうでなく、必要なものがあるのに民間がやるまで市は手を出さないということ自体が、非常にそれでいいのかとされているところです。

また、「計画の推進に向けて」で本当は話そうと思っていたのですが、障害者計画を立てて、推進していくにあたって、その中に「庁内体制の整備」と書かれていて、これは様々な分野での

施策の統合という意味で書かれているのだとは思いますが、ちょっとその辺の意見を言いたいなどというのがあり、ここで言ってしまうと思うのですが、よろしいですか。

■会 長

はい。

■委 員

計画の推進にあたって、ここ何年かの府中市の現状として、これではそもそも計画が推進していかないのではないかと考えていることがいくつかあります。1つ目は、平成27年度の予算の中で、障害者の通所施設に対しての補助金が削られています。また、障害者団体の補助金が削られているということが既に進められている状況です。このことに関しては、今やっている施設の運営が安定していないということも1つですけれど、今後、必要な施設を建てていく時にそのまま必要とされる施設ができていかない1つの要因となっているのは確かだと思います。補助金が削られて、本当に運営ができるかわからないという施設を事業所で運営していくことを躊躇するところが多々出てくるのではないかとということが1つ大きな問題ではあると思っています。

もう1つは、何年間か障害者福祉課と話をさせていただいているのですが、その中で「新しい事業をやると、今やっている障害者施策のどれかを削って、そこに付けなければいけない」という話に必ずなります。そういうことになってしまうのであれば、この計画を立てて、新しい事業を計画していても、前の事業を潰してその計画を立てるのであれば、それは意味があるのかと思います。そういうことでは、そもそもこの障害者計画自体が進んでいかないのではないかとということことです。

3つ目は、去年の途中ぐらいから、近隣市並みという、他市と同じであればいいということが言われています。他市が低い補助金でできているのであれば、府中市もそれに合わせるということことです。それであれば、そもそも東京都で基本計画をつくって、それにすべての市が合わせればいいのではないかとということことです。府中市の独自のいいものをつくっていくからこそ、この障害者計画も立てているのではないかと考えています。そうでないのであれば、何のために立てているのかなと思います。本当に根本的なところから少し疑問を感じているところです。今、皆さんがいろいろな意見を出して話をしている時間が無駄なのではないかと思っています。この何か月間で疲れてしまったのですが、そのように今感じています。

そういう意味で、この最後の障害者計画を推進していくという中に、しっかりと障害者福祉だけの予算に限らず、もっと大きく府中市として障害者福祉の予算枠をきちんと確保していくというような、充実させていくんだという一文を本当はぜひ入れてほしいと思います。

そもそもこの計画自体が、検討していくとか、促進していくとか、努力していきますというかたちで、あやふやに書かれているのは確かです。しかし、これを府中市民が読めば、障害者福祉をこのようにやっていくのだなと普通は感じます。実際はそうではないというのは一体どうなんだろうということが非常に疑問であり、予算枠ということも含めて、計画の推進に向けてというところでしっかりと位置付けていってほしいというのが私の意見です。

■事務局

ご意見として賜っておきたいと思います。真鍋委員から今3点ほど具体的な話が出ています。我々も何度も説明をしていく中で、本当にここ数か月間、頭を痛めて、「困ったな、もう話がかみ合わないな」という部分があります。私もまだその辺は不勉強ですが、そもそも障害者施策というものは、本来国がやるべきものが国はなかなかやらなくて、ボランティアや社会福祉法人の方の力を借りて整備されていき、法律が後付けになっていくような時代がずっとありました。制度についても度重なる法改正があつて、追いつかないところをやっているという現状があります。

私からこの場で少し言わせていただきたいところは、自立支援法ができて、1割負担ということで、応能負担から応益負担等いろいろ議論されていく中で、給付費がどうしても下がっていて、介護に従事する方の賃金がどうしても上がらないというところです。これは障害も高齢も同じだと思います。そこで、やはり足りない部分が東京都の補助金というかたちで現在流れています。その中で、節減というところを考えると、「他市並みの」という言葉をここは逆にとってもらえるとわかりやすいかと思います。ほかの市については国の給付費と東京都の補助金で運営をしているという現状があります。その中で、府中市の障害者施設だけ市の補助がどうしても必要だというところの議論については散々ご説明しましたし、皆様のご意見も伺っているのですが、かみ合いません。

解決策はこの場ではありませんし、市民の方がという意見もあります。厳しい中で、他市もやっているという現状があります。我々としては、交付金を支出している立場として、責任説明を果たす上で何か逆にアドバイスをいただければと考えています。答えになりませんが、そのように考えています。

■会長

ぜひ、ご意見はご意見として、行政にお持ち帰りいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

■委員

前の計画の時から、この協議会としては、できる計画ではなくて、必要な計画を議論して提案

するべきだと言ってきています。基本的には、そのようなかたちでこの協議会自体が運営されてきていると思うので、もしほかの委員も含めて、ここの数字はこのようにするべきであるということであれば、できる計画ではなくて、必要な計画ということで提案をするということだと思います。そうするべきだと思っています。

先ほどの委員の発言についてお聞きしたいのは、施設を運営している団体に対して補助金が減らされているという話があったのですが、それはどういうことですか。市の単独補助が減らされているということなのか、もう少し詳しく教えてください。基本的には、総合支援法の中の補助金でやっているのと同じなのではないかという認識なのですが、もう少し状況を説明していただければと思います。

■事務局

補助金のところはあまり関係のない方もいらっしゃるのですが、簡単に府中市から施設に出している補助金のお話をさせていただきます。

東京都が都全域で出している補助金とは別に、市の単独補助として「家賃補助」というものがまず1つあります。これは割と、ほかの市もやっているものです。これとはまた別に、今までであれば旧法の「認可特例」として、補助金があります。もう1つは、「交通費補助」、公共交通機関を使って通所する利用者の方に対しての補助金があります。あとは、「重度加算」というものです。こちらは、生活介護定員の8割が生活介護で、なおかつ医療的ケアが必要な方という、府中の地域性というのですか、重たい方が多いというところで、それを民間の施設に受けていただけるということで加算があります。

補助金等審査委員会というのがあり、昨年その委員会の中で認可特例という部分はおかしいという指摘がありました。ほかの市にないもので、特別に出しているのはおかしいということで、そこは今後、各施設と協議をしながら廃止に向けていってほしいということを言われました。今回、その部分を、障害者福祉課としてはなるべく被害が少なくなるように、認可特例という名前から施設維持管理費へと変えたいと思っています。今、この施設というのは基本的には市の土地を無償貸し付けしています。その施設や、東京都から移譲された施設であるとか、そういった施設は、家賃は払ってはいないのですが、エレベーターの維持管理、電源設備、空調設備、その他どうしても大きい施設なので費用がかかってしまうということで、施設維持管理費を家賃相当出すということで、財政当局に持っていこうとしているのですが、認められるかどうかはまだわからない状況です。

確実に認められているところとしては、家賃補助、重度加算の部分です。交通費については、

都の補助金の金額を算定する上で交通費も含まれていますという確認が取れたので、二重払いになってしまうことから、段階的に削減をしたいというのが市の意向です。

今、平成27年度予算については決裂しているという状況なのですが、今後また調整しながら、予算獲得に向けては、障害者福祉課として施設側に立った意見を言いながらやっていかなければいけないと考えています。

■事務局

今日は、本当にいろいろ貴重な意見をいただきましてありがとうございます。今、3点ほど意見を頂戴しました。障害者関係は補助金が削られているということ、それから新しい施策をやるとどれかを削られるということ、それから近隣市並みということを非常に強く言われているということ、この3点のご意見だったと思います。

市全体の予算の中で、当然我々は福祉保健部ですので、補助金等について守っていくという言い方はおかしいのですが、自分たちのセクションの予算ですので、これはきっちり確保したいといった気持ちはもちろんあります。

市全体の予算を考えていきますと、一般会計は全体でざっくりと900億円です。そのうち民生費という関連の予算があり、それが大体450億円です。その中から、青少年等の関係の費用が大体150億円ぐらいとしますと、福祉関係の予算というのが約300億円となっています。その中で障害の関係は例年50数億です。平成23年度から比較しますと、23年度が51億、24年度が57億、25年度が59億と伸びています。生活保護は大体100億ぐらいです。高齢も伸びていまして、大体72億ということで、ざっくりとそのようなかたちです。

そのような中で、例えば介護保険関係につきましては非常に伸びが大きく、高齢者の数等も増えていて、ここを何とかするというところで、国の施策でもいろいろなことが考えられています。併せて、やはり市の中でも民生費だけを突出させるというわけにはいかないとのことで、スクラップ・アンド・ビルドという考え方もあり、何か1つの事業を始めるには何かそれに呼応するようなかたちで予算を削ってということが言われ出しています。

近隣市並みということについては、先日、広報等をご覧になった方もいらっしゃると思いますが、府中市は平和島競艇場を持っていて、一番いい時は、トータルで約4,000億円ぐらいの予算を捻出することができました。その中でいろいろな施設等も建設することができたという背景があります。今は、その辺の予算がだいぶ縮小というところで、今のところあまり事業会計に入っていない状況です。要するに、競艇ををやっているも儲からないという実態がだんだん浮き彫りになってきています。従いまして、その辺りもあてにできないということと、あとはやは

り全体的な見直し、予算の緊縮財政ということで、全体の予算の中で考えていかなければいけないということです。一応、そのような市としての考え方もあります。

その辺のところも併せてご理解をいただきながら、計画もいろいろご意見を賜りながら、反映できるものについては反映するようなかたちでつくっていきたいと考えています。

どうぞよろしくをお願いします。

■会 長

時間もさることながら、委員もご意見を述べられたし、事務局からも回答があったということで、ここで閉めさせていただいてよろしいでしょうか。

■委 員

1つだけ、よろしいですか。

今、認可特例と言っていたのですが、5年前ぐらいに市がそういうかたちに名前を変えただけで、もともとは既存の建物、何階建てとか、市の土地に建てた建物についての維持管理費とか、送迎の費用とか、いろいろな項目が分かれているものがもともとあったのですが、それをまとめて出してきたのは市のほうなのです。そこだけは皆さんわかっているもらいたいと思います。

■会 長

ほかに何かありますか。

■委 員

他市並みという考え方に対して、1つ言っておきたいのですが、そもそも総合支援法になってきた体制では、市区町村はそのような考え方であってはいけないというのが、この法律の根本にある理念だと私は思っています。いままでずっと措置の時代に公的なものが障害者福祉を保障するというものでやってきたものから、支援費の時代を経て、総合支援法の時代になってきた流れは、いわば民間の事業者や福祉に対して志をもっている人たちが、各市区町村でその事業をやることでどんどん発展をさせていこう、ご本人自身がその契約の意思に基づいてそういったものをつくっていこうということだと思えます。

市区町村が、そういった事業者たちが、この市で自分たちのやりたいことをやって、障害者の方にサービスを提供したいという、そのような関係を民間の事業所と市区町村が結んでいくことが前提になって、障害者総合支援法の体制というのは築かれているのだと思います。国は少なくともそういう施策を今立てています。ですので、ほかの市がどうやっているかということを考えるのではなくて、各市区町村がその民間の事業者やご本人たちに選ばれる市区町村になるような計画を立てるとというのが、そもそもの障害者総合支援法の中での障害福祉計画を立てるとい

ことの理念の根本だと思えます。

ほかの市でできていることを府中市でできていないということについて、府中市の人たちに説明ができないという考えではなくて、ほかの市でやれていることを府中市はさらに大事なこととして、このように政策としているということになります。それを、民間の事業者はサービスを利用するご本人たちに保障しているんだということが前提になった説明になるというのが基本だと思えます。そのためにこの会議もやっていると思えます。その辺りのことはぜひ重々ご理解いただければと思えます。

■会 長

それでは時間もまいりましたので、この件はこれで終わらせていただきます。また、ご意見等がございましたら、来週の金曜までに事務局にお寄せいただきたいと思います。

3 その他

■会 長

それでは、事務連絡ということで、事務局からお願いします。

■事務局

今後の計画策定の動きについてご連絡いたします。本日ご協議いただいた内容を再び事務局及び正副会長で検討いたしまして、必要があれば修正し、その素案を10月10日に開催いたします府中市福祉計画検討審議会に提出いたします。ここでご確認いただいた後、10月下旬からパブリックコメントを実施いたします。

本協議会の次回会議は、来月の開催を予定しておりますが、日時がまだ決定しておりません。内容としましては、現行計画の進行管理を主な議事として予定しております。日時が決定いたしましたら、速やかに委員の皆様へ開催通知を送付いたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

■会 長

それでは、時間も大幅に超過をいたしましたので、本日の会議はこれで終了ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上